

ル事トシテ會見ヲ了レリ

七 経過

(1) 労働者側

新々對策ヲ考究シ居ル又特異ノ行動ナシ

(2) 事業主側

工場閉鎖發表後作業ヲ為サス

(3) 交渉状況

十月十一日正午會社事務所ニテ 労働者側前合人ト 事業主側 山下社長ト會見シ 社長ヨリ「工場ヲ開始スルトモハ斯シトモ半數解雇ノ必要アリ」ト發表シ 労働者側ハ解雇者カ多過ナルトテ押問答ヲ繰返シ更ニ會見折衝スルトトトシ會見ヲ了レリ

右及申(通)報候也

11.12
1897

勞務第四〇五六號

昭和五年十一月十日

總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

大阪神奈川各府縣知事 殿

五の橋工場ノ勞働爭議ニ関スル件 (茲ニ報リ解決)

要旨ハ労働者側ヨリ幾多町會議員下河富金平ニ請テ依頼シタル結果五日 調停成立解決セリ

本誌爭議ニ就テハ既報ノ如ク其後折衝ノ結果解決シタルカ狀況迄 誌ノ通

誌